

綾部市人材確保支援補助金

市内企業が行う人材確保の取組を支援するため、補助金を交付します

▼補助対象事業

事業名	補助対象経費 (※消費税及び地方消費税相当額を除く)	補助率	補助限度額
インターンシップ 支援事業	インターンシップの受入れに 要する経費	10 / 10	3万円／人 (1人当たり 1日5千円)
副業人材 活用事業	中小企業者が副業人材活用の ために、京都府プロフェッシ ョナル人材戦略拠点協議会の 構成団体である登録民間人材 ビジネス事業者に対して支払 った登録料、求人掲載料及び 人材紹介手数料 ※実際に副業人材を活用した場合 に限る	1 / 2	5万円／年
雇用・定住 促進事業	市内での社宅又は社員寮整備 に要する経費のうち、次に定 めるもの ① 建築費、購入費 ② 5年以上の新規借上契約 における初年1年間の賃 料（1棟4部屋以上の借 上げであること）	1 / 4	①建築又は購入 1棟100万円 (1棟まで) ②借上げ 1棟50万円 (2棟まで)
福利厚生 支援事業	社員の福利厚生や健康増進に 要する経費のうち、市内の施 設の使用料等	1 / 2	10万円／年

【裏面をご確認ください】

▼対 象 企 業

- 市内に事業所を有している中小企業者又は大企業者
(日本標準産業分類大分類P－医療、福祉のうち中分類85 社会保険・社会福祉・介護事業を営む企業、農業法人及び個人農家は対象外)
- 市税に滞納がない企業

▼補助金の額

- 補助対象事業ごとに交付します
- 補助対象経費は、国又は京都府等からの補助金等の交付対象経費は除きます
- 補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額は含まないものとします
- 補助対象経費に補助率を乗じて得た額を交付します（1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします）

▼補助対象事業の期間

令和7年1月1日 から 同年12月31日 の間に行われたもの

▼申請書等の提出期限

令和8年1月9日（金） までにご提出ください

▼提出書類

- 綾部市人材確保支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助対象経費の内訳等が確認できる書類の写し
- 本人確認書類の写し（個人事業主の場合のみ。運転免許証等）
- 事業の内容が確認できる書類

▼問い合わせ先・提出先

〒623-8501 京都綾部市若竹町8番地の1

綾部市農林商工部 商工労政課 工業・雇用促進担当

電 話：0773-42-4264 メール：syokorosei@city.ayabe.lg.jp

▼綾部市ホームページ

～・お手続きの方法等の詳細や申請書等のダウンロードは
綾部市のホームページをご覧ください・～

<https://www.city.ayabe.lg.jp/0000005346.html>

